

号外第2 (令和元年6月5日発行)	発行日 5日、15日、25日
<b>横 浜 市 報</b>	発行所
	横浜市役所 横浜市中区港町1丁目1番地

目 次

頁

[条例]

△ 横浜市介護保険条例の一部を改正する条例【健康福祉局介護保険課】

2

条 例

横 浜 市 介 護 保 険 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る 。  
 令 和 元 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 条 例 第 1 号

横 浜 市 介 護 保 険 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 介 護 保 険 条 例 ( 平 成 12 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 27 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 4 条 中 「 平 成 30 年 度 か ら 平 成 32 年 度 ま で 」 を 「 令 和 元 年 度 及 び 令 和 2 年 度 」 に 改 め 、 同 条 第 1 号 中 「 29,760 円 」 を 「 24,180 円 」 に 改 め 、 同 条 第 2 号 中 「 44,640 円 」 を 「 35,340 円 」 に 改 め 、 同 条 第 3 号 中 「 48,360 円 」 を 「 46,500 円 」 に 改 め る 。

第 6 条 第 1 項 中 「 各 納 期 ご と 」 を 「 各 納 期 」 に 改 め 、 同 項 の 表 中 「 3,030 円 」 を 「 2,490 円 」 に 、 「 2,970 円 」 を 「 2,410 円 」 に 、 「 4,500 円 」 を 「 3,570 円 」 に 、 「 4,460 円 」 を 「 3,530 円 」 に 、 「 4,890 円 」 を 「 4,650 円 」 に 、 「 4,830 円 」 を 「 4,650 円 」 に 改 め る 。

第 11 条 及 び 第 12 条 中 「 保 険 給 付 」 の 次 に 「 、 地 域 支 援 事 業 」 を 加 え る 。

第 19 条 第 1 項 中 「 除 く 。 ) 」 の 次 に 「 又 は 同 欄 に 掲 げ る 公 表 若 し く は 調 査 に 係 る 介 護 サ ー ビ ス 事 業 者 」 を 、 「 当 該 申 請 」 の 次 に 「 、 公 表 又 は 調 査 」 を 、 「 名 称 」 の 次 に 「 に 応 じ 、 同 表 の 右 欄 に 掲 げ る 額 」 を 加 え 、 同 項 後 段 を 削 る 。

別 表 法 第 115 条 の 35 第 3 項 の 規 定 に 基 づ く 介 護 サ ー ビ ス 情 報 の 調 査 の 項 中 「 介 護 老 人 福 祉 施 設 、 」 を 「 介 護 福 祉 施 設 サ ー ビ ス 、 」 に 、 「 介 護 老 人 保 健 施 設 並 び に 」 を 「 介 護 保 健 施 設 サ ー ビ ス 並 び に 」 に 、

「

介 護 療 養 型 医 療 施 設 並 び に 短 期 入 所 療 養 介 護 及 び 介 護 予 防 短 期 入 所 療 養 介 護 ( 介 護 老 人 保 健 施 設 に お い て 行 う も の を 除 く 。 ) の う ち い ず れ か 1 以 上 に 係 る 介 護 サ ー ビ ス 情 報 1 件 に つ き 23,000 円
---

」

を  
「

介護医療院サービス並びに短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（介護医療院において行うものに限る。）のうちいずれか1以上に係る介護サービス情報 1件につき 23,000円
介護療養施設サービス並びに短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設及び介護医療院において行うものを除く。）のうちいずれか1以上に係る介護サービス情報 1件につき 23,000円

」

に改める。

附 則

（ 施 行 期 日 ）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（ 経 過 措 置 ）

2 この条例による改正後の横浜市介護保険条例第4条及び第6条第1項の規定は、令和元年度以後の各年度における保険料率及び各納期の保険料の納付額について適用し、平成30年度における保険料率及び各納期の保険料の納付額については、なお従前の例による。